二世剛中和尚戒文　一幅

【所　在　地】志布志市志布志町志布志２－１－19　大慈寺
【種　　別】県指定有形文化財（書跡）
【指定年月日】昭和 28 年９月７日

大慈寺二世剛中玄柔がその門弟たちに守るべき戒律を示した文で, 紙本墨書, 縦 28.2cm, 横 39.1cm の掛軸仕立てとなっている。

文は８行からなり，代々の弟子たちに，当庵において２時の看経（経文を読むこと），秋初の結縁（仏道に入る縁を結ぶこと），歳末の祈禱を怠ってはならないこと，怠った者は弟子とは認めず，また仏罰（仏から加えられる罰）があるとする。元中元（1384）年作と推定される。